

台東新聞

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 発行責任者 | 編集責任者 | 発行責任者 | 編集責任者 |
| 東労台 | 京働東 | 清組支 | 掃合部 |

2016年8月27日 第29号

平成29年度予算要求！ 組合員の声を当局へ！



鈴川中央執行委員が要請文を読み上げた後、
染谷委員長から箱崎人事課長に要求書が手渡された。

予算要求について

支部としての予算要求は、全組合員による無記名のアンケートを実施し取り組んできました。

そしてこの間の要求に対して、ウォシュレット付便座の設置・軽小のAT車の導入等、徐々にではありますが、我々の要求を実現してきています。

昨年度に実現がしなかった要求に対し、要求実現に向け、組合員全員で引き続き求めていきます。

書記長 原田 輝高

予算要求の申し入れ

2016年8月10日（水）16時30分より、区役所1002会議室で団体交渉を行いました。
今回の交渉では一組総支部から山崎副委員長も共に出席、要請及び「平成29年度」予算要求の申し入れを行いました。

鈴川中央執行委員より「平成29年度」予算要求について統一要求課題、更に台東区予算要求について要求書を読み上げ、染谷委員長より要求書を提出、組合員の切実な要求、職

場の環境改善実現の為、区当局の誠意ある回答を求めてきました。

箱崎人事課長からは、「29年度の要求書」を確かに受け取りました。皆さんからの切実な要求につきまして、早速区長に報告したいと思えます。

予算編成に係る要求書についてですが、これまでと同様、可能な限り皆さんからの要求にこたえていきたいと考えております。お預かりした要求書の内容については、清掃リサイクル課と協議のうえ、回答したいと思

いますのでよろしくお願いたします。』との回答がありました。

一組総支部より要請

また、予算要求の申し入れの前段で一組総支部の山崎副委員長より箱崎人事課長に対し、昨今の一組の現状を訴えながらの要請があり、内容は以下の通りです。

①清掃工場の運営は直営とすること。

この間の外部業務委託により、長い年月をかけて直営職員が積み上げてきた貴重なノウハウが失われ、安全で安定的な工場運営の維持が困難になっている。

本来、住民の生活環境に大きな影響を及ぼす仕事、危険な仕事、採算の合わない仕事などは行政が責任を持って行い、23区民が安心して生活できる衛生的な住



環境を守るべきである。そのためにも、地方自治体で働く職員がより高い質の住民サービスを自ら提供しなければならぬ。ごみの中間処理を担う清掃一組に今必要なのは、「複雑なプラント設備を安定的に維持する確かな知識と経験に裏づけされた専門的な能力」「住民に対する丁寧で適切な接遇」「仕事に対する誇りと責任感」であり、それらを保持している直営職員の存在である。よって、清掃工場の直営堅持を清掃一組に働きかけるよう強く求める。

②清掃一組の固有職員を確保すること。

清掃工場は、クレーン、焼却炉、ボイラ・タービン等の大型設備が数多く存在する巨大プラントであり、経験や専門的知識に加え、数多くの資格や免許が必要である。故に、工場の基幹職員になるには、10年程の期間を要する。したがって、限られた期間の派遣では、清掃一組における技術・技能・事務の継承は難しい。

そこで、清掃一組の盤石な組織体制を維持する「継続的な人材育成」を可能にするためにも、清掃一組へ希望する区派遣職員の一組固有化を積極的に行うとともに、区への復帰を希望する区派遣職員については、速やかに本人の希望が叶うことを要求する。

③区の責任において分別回収を徹底すること。

現在、全部で21ある清掃工場の内、建替計画により稼働している工場は19である。また、焼却に不十分な金属類や水銀含有ごみ等が清掃工場に持ち込まれることで設備の故障原因となり、焼却炉を停止せざるを得ない状況が続いている。そしてそれが、清掃一組の過大な負担となるばかりか、23区の清掃事業全体にも大きな影響を与えている。特に水銀については、少量でも自主基準値を超えると焼却炉の停止を余儀なくされ、その復旧には莫大な経費が掛かる。

④工場の運営に必要な予算を確保すること。

清掃工場の施設整備計画では、これまでに耐用年数が25〜30年間でとされてきたものを、長寿命化を導入することで40年間に引き延ばすとしている。しかし現在、不適正搬入の増加による設備への負荷が増していることや、廃プラ焼却の影響で設備機器の腐食や劣化が急速に進行している。

各区や清掃一組が置かれている状況が非常に厳しいのは理解するが、必要な経費を確保しなければ工場の運営自体が継続できない。また、計画以外の焼却炉の停止には、本来必要のない莫大な経費が掛かる。よって、システムや装置の保守に必要な清掃一組に対する予算の確保を求める。



《今後の予定》

◎第41回組織集会
2016年9月4日(日) 9:10～ 連合会館
鈴川中執・染谷委員長・原田書記長

◎東京清掃労働組合第86回定期大会
2016年9月25日(日) 9:00～ 連合会館
鈴川中執・長峰書記次長
鈴木組織部長・金子賃金部長

平成29年度台東区予算要求 (概要)

I 政策要求

1. 政策要求 (直営化要求)

- ① 清掃事業の直営を堅持すること。
- ② ふれあい指導の更なる強化と、ふれあい発表会を開催すること。
- ③ 清掃事業職員に対する職業差別・清掃差別をなくすよう取り組み、人権・差別問題をはじめとした研修をおこなうこと。
- ④ 排出困難者が増えてきているため、一声収集の条件を緩和し、より多くの区民の手助けができるように、一声収集の専門班を設置すること。

2. 新規事業要求

- ① 2016年1月より区内全地域が戸別収集となった。引き続き、収集現場作業に混乱を引き起こすことの無いように区民への周知と協力の依頼を徹底させること。
- ② 容器包装プラスチックの収集を直営で行うこと。
- ③ 廃プラスチックリサイクルの資源化施設を設置すること。
- ④ 廃乾電池・蛍光灯等の有害廃棄物や古布・CD・カセット等の更なる別途収集体制を確立すること。
- ⑤ ガスボンベ・エアゾール缶・ライター・蛍光灯等の危険物は別途収集とし、早期に体制を確立すること。また、危険物の収集については、不燃収集日以外の曜日を設定すること。
- ⑥ 新規事業はすべて直営で行い、事業の内容については組合と協議をすること。

3. 委託事業の直営化要求

- ① 資源回収(古紙・ビン・缶・ペットボトル)等をはじめとした、リサイクル事業を完全直営で行うこと。
- ② 粗大収集を完全直営で行うこと。
- ③ 区施設から排出されるすべてのごみを直営で収集すること。

II 作業改善・安全作業要求

1. 作業改善・安全作業要求

- ① 排出者責任(飛散・有害物・薬品・注射針・産業廃棄物等)の指導の徹底をはかり、追求すること。
- ② 二重駐車になる収集形態の改善をすること。
- ③ 軽小・軽ダの代行運転手制度を廃止し、正規職員の運転手を配置すること。
- ④ 区内全地域の戸別収集に伴い狭小路地の引出しが増えている。また軽小の上乗りの高齢化が進んでいるため、直営の軽小を増車し、正規職員を配置すること。

2. 保護具措置・改善要求

- ① ヘルメットの通風化と更なる軽量化等の改善をはかること。
- ② 安全靴の更なる軽量化等の改善をはかること。
- ③ 安全靴の破損等した場合、早急に対応(支給)すること。

3. 車両改善要求

- ① 黄色灯を設置できるよう法改正の働きかけをすること。
- ② 回転板・圧縮板の速度を統一または基準幅を縮めること。
- ③ 飛散防止を完全なものにすること。
- ④ スライドドアの改善(開閉の軽量化等)をすること。
- ⑤ 雇上車両全車に安全対策として、バックモニターを設置すること。
- ⑥ 雇上車の耐用年数の古い車両について、改善・対応をすること。

(汚水タンクから汚水が漏れる等ある為)

- ⑦ 直営車(軽小ダンプ・軽小)のAT車の導入をすること。
- ⑧ 直営車(軽小班)の狭小路地の引出しについては、MT車にすること。
- ⑨ 直営車(小プ・軽小・軽ダ)にAEDを携帯(取付け)すること。
- ⑩ 直営車(小プ・軽小・軽ダ)に地域安全性の観点から、防災無線を携帯(取付け)すること。

Ⅲ 施設改善要求

1. 庁舎建設要求

①統合（職場実態・人員増）に見合う新庁舎を設置すること。

2. 庁舎改善要求

①本所1階雨合羽置き場に除湿機を設置すること。

②本所・清川車庫のねずみ駆除をする事。

③清川分室の委託清掃職員について、清川分室庁舎全体を掃除するよう対応をすること。（曜日ごとに半分ずつ行うため。）

④本所2階中庭喫煙所に目隠し及び屋根の設置をすること。

⑤本所4階乾燥室の暖房機が古い為、新品と交換すること。

⑥本所4階洗濯場を整備し、洗濯機及び乾燥機を増設し、換気ダクトを取り付けること。

⑦本所3階休憩室の整備すること。（統合による職員増のため）

⑧清川分室の新設した洗濯場に、流し台を設置すること。

⑨本所庁舎全体に、空調の設置をすること。

⑩ごみストックヤード（通称：中庭）にすべてを覆える空調を含めた大きなプレハブ等を設置し、近隣に対する環境と異臭等の対応をすること。設置困難な場合は、屋根等を設置し対応をすること。また、冷水器の設置をすること。

3. 設備改善要求

①乾燥室の改善をすること。

②本所のロッカー室の改善をすること。

③本所のロッカーが老朽化しているため、新しい物に変えること。

④洗面所の蛇口を交換すること。

⑤ウォシュレット付洋式便器を増やすこと。

Ⅳ 福利厚生要求

1. 被服要求

①靴下・作業用ベルト・腰痛予防ベルト等の支給をすること。

②雨用手袋の支給増をすること。

③雨用手袋は選択制にすること。

④排出指導のため、全職員に帽子を貸与すること。

⑤帽子については、通気性のよい帽子にすること。

⑥雨合羽の更なる改善をすること。

⑦技能長に被服（スラックス）を支給すること。

2. 健康要求

①産業医による健康管理の更なる推進をはかること。

②腰痛予防をはじめとした怪我防止の健康器具を設置すること。

③健康を推進するため、喫煙問題について研修・啓発活動をすること。

④全職員が消化器検診を含めた健康診断を、検診施設で受診できるようにすること。

Ⅴ O A等要求

①パソコンの増設をすること。

②O A化に伴う健康障害を未然に防ぐため、定期的な照明器具等の調査を行い、改善につとめること。

③集積所管理システム(新システム)の各階層のアカウント数を増やし、ログインを出来るようにすること。

④地図機能をゼンリンの地図表示にすること。

Ⅵ その他

①統括技能長選考について、職員の士気向上のため、実施すること。

②技能長選考及び技能主任選考については、引き続き実施すること。